

定款

一般社団法人 東大阪ツーリズム振興機構

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 東大阪ツーリズム振興機構と称する。英文名称を Higashiosaka Tourism Agency とする。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府東大阪市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、従来の観光の枠に捉われず、東大阪市内外の資源を広く活用し、地元関連事業者や市民等と連携して、ツーリズム振興を中心とした地域戦略を推進する。また、東大阪市の交流人口の増大と地域経済の発展に貢献し、市民の愛着や誇りを醸成し、豊かな地域社会の実現を目指すことを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ツーリズム推進に関する戦略の策定
- (2) 国内外の来訪客の誘致促進・プロモーション及び受入体制整備に関する事業
- (3) ツーリズム関連商品・サービスの企画・開発・製作・販売及び支援に関する事業
- (4) ツーリズムに関する情報収集・調査研究及び発信・提供に関する事業
- (5) 関連イベントの企画・制作・運営に関する事業
- (6) ツーリズム関連施設の運営及び支援に関する事業
- (7) 会員に関する事業
- (8) 物品販売に関する事業
- (9) 旅行業法に基づく旅行業
- (10) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第6条 この法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、この法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得る

ものとする。

(退社)

第7条 社員は、社員総会において別に定めるところにより届け出ることにより、任意に退社することができる。

(除名)

第8条 この法人の社員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(社員の資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総社員が同意したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第10条 社員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 役員を選任又は解任
- (3) 役員報酬の額
- (4) 各事業年度の事業計画及び収支予算
- (5) 各事業年度の事業報告及び収支決算
- (6) 定款の変更

- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事会において社員総会に付議した事項
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第13条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、全ての社員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

- 2 代表理事に事故等による支障があるときは、その社員総会に出席した理事の中から議長を互選により選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(決議及び報告の省略)

第18条 理事又は社員が、社員総会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 代表理事及び出席した社員のうちから議長に選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上15名以内
- (2) 監事1名

- 2 理事のうち2名以内を代表理事とする。

代表理事2名を選定した時は、1名を理事長、他の1名を常務理事とし、理事会の決議によって選定する。

代表理事1名を選定した時は、その者を理事長とする。

(理事の資格)

第21条 この法人の各理事につき、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等以内の親族その他当該理事と財務省令で定める特殊な関係のある者である理事の合計数が理事の3分の1を超えてはならない。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第20条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第29条 この法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

2 この法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又はこの法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、この法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第35条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第37条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 会員

第38条 この法人の目的に賛同して入会した地方公共団体、企業、団体及び個人を会員とする。

2 この法人の会員となるには、この法人所定の様式による申込みを事務局長に提出し、会費を入金しなければならない。また、事務局長は理事会で報告しなければならない。なお、会員は社員総会での議決権を持たない。

(会費等)

第39条 会員は、この法人の運営に要する経費に充てるため、理事会で定める額の会費を支払わなければならない。

2 既納の会費及びその他の排出金品は、返還しない。

(退会)

第40条 会員は、次に掲げる事由によって退会する。

(1) 当該会員からの退会の申し出、会員は、この法人所定の様式による届出をすることにより、任意についても退会することができる。

(2) 当該会員の死亡又は解散

(3) 除名

2 会員の除名は、会員が次のいずれかに該当するときに、理事会の決議によってすることができる。

(1) 前条の義務を履行しなかったとき。

(2) この法人の名誉を棄損し、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

第7章 基金

(基金の抛却等)

第41条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 抛却された基金は、この法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第8章 計算

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第45条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第46条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第47条 この法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局等

(事務局)

第49条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、代表理事が別に定める。

第11章 附則

(最初の事業年度)

第50条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成29年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第51条 この法人の設立時社員の名称及び住所は、次のとおりである。

- 1 名称 東大阪市
- 2 住所 大阪府東大阪市永和一丁目11番10号
名称 東大阪商工会議所

(設立時の役員)

第52条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

- | | | |
|-------|----|-----|
| 設立時理事 | 川口 | 誠司 |
| 設立時理事 | 平井 | 良彦 |
| 設立時理事 | 高橋 | 一夫 |
| 設立時理事 | 清水 | 洋一郎 |

設立時代表理事 清水 洋一郎

設立時監事 濱田 明久

(法令の準拠)

第53条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

- | | | |
|-----|------------|-----------------------------------|
| 改訂1 | 平成29年3月10日 | 定款第4条改訂 |
| 改定2 | 平成30年7月27日 | 定款第25条4改定 |
| 改訂3 | 令和元年7月1日 | 定款第20条改訂 |
| 改訂4 | 令和2年7月29日 | 定款第19条2
定款第20条(2)
定款第36条2改訂 |
| 改定5 | 令和3年5月13日 | 定款第38条2 |